

# 告 示

## 埼玉県告示第九百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
池村皮フ科クリニック	狭山市富士見二―二二―三〇	平成二十七年九月一日
メリー歯科	和光市白子三―二八―六	平成二十七年八月一日
みだ眼科周行医院	鴻巣市本町三―五―八	平成二十七年八月十三日
さくら歯科医院	草加市金明町二五五―一 信用第一ビル二F	平成二十七年八月三十一日